

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

今春の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の予防接種法令改正事項の関係通知について

今般、標記について、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の別添通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。本通知の概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

(1) 5 歳以上 12 歳未満の者に対する新型コロナ予防接種について(本年 3 月 8 日施行)

- ①第一期追加接種（起源株ワクチンによる 3 回目接種）として、コミナティ筋注 5～11 歳用（1 価：起源株）を使用する場合の、初回接種（起源株ワクチンによる 2 回目接種（6 ヶ月～4 歳用では 3 回目接種））の終了からの間隔を 5 月以上から 3 月以上に変更する。
- ②1.3mL の生理食塩液で希釈したコミナティ筋注 5～11 歳用（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後 3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.2mL 注射する方法を令和 4 年秋開始接種（オミクロン株ワクチン又はヌバキソビッド筋注による 3～5 回目接種）に追加する。

(2) 第一期追加接種及び第二期追加接種（起源株ワクチンによる 4 回目接種）に係る規定の廃止（本年 4 月 1 日施行）

(3) 令和 5 年春開始接種について(本年 5 月 8 日施行)

- ①令和 5 年春開始接種を以下のいずれかの方法により行う。
 - ・スパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）を初回接種又は令和 4 年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後 3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.5mL 注射する方法
 - ・1.3mL の生理食塩液で希釈したコミナティ筋注 5～11 歳用（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を初回接種又は令和 4 年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後 3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.2mL 注射する方法

- ・ コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）を初回接種又は令和 4 年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後 3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.3mL 注射する方法
 - ・ ヌバキソビッド筋注を初回接種又は令和 4 年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.5mL 注射する方法
- ②令和 5 年春開始接種を行うに当たっては、コミナティ筋注（1 価：起源株）、コミナティ筋注 5～11 歳用（1 価：起源株）、ヌバキソビッド筋注、コミナティ筋注 6 ヶ月～4 歳用（1 価：起源株）による初回接種を初回接種と、コミナティ筋注（1 価：起源株）、コミナティ筋注 5～11 歳用（1 価：起源株）による第一期追加接種を令和 4 年秋開始接種とみなすこととする。
- ③令和 5 年春開始接種の実施に伴い、令和 4 年秋開始接種の実施方法のうち、以下のものを削る。
- ・ スパイクボックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）を初回接種の終了後 3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.5mL 注射する方法
 - ・ コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）を初回接種の終了後 3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.3mL 注射する方法
 - ・ ヌバキソビッド筋注を初回接種の終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.5mL 注射する方法

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

第 1（本年 3 月 8 日適用）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長する。
- ・ 令和 4 年秋開始接種において使用するワクチンに、コミナティ筋注 5～11 歳用（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を加え、その対象者を 5 歳以上 12 歳未満の者とする。
- ・ 令和 4 年秋開始接種においてヌバキソビッド筋注を使用する場合の対象者について、現在は「18 歳以上の者」としているところ、「12 歳以上の者」とする。

第二（本年 4 月 1 日適用）

第一期追加接種及び第二期追加接種に関する規定を削除する。

第三（本年 5 月 8 日適用）

- ・ 令和 4 年秋開始接種において使用するワクチンから、スパイクボックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）、コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）、ヌバキソビッド筋注を削る。
 - ・ 令和 5 年春開始接種において使用するワクチン及びその対象者は以下のとおりとする。
- ア スパイクボックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）、コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1 又は BA. 4-5）、ヌバキソビッド筋注を使用する場合は、12 歳以上の者（12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）とする。
- イ コミナティ筋注 5～11 歳用（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を使用する場合は、5 歳以上 12 歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）とする。

健発 0308 第 7 号
令和 5 年 3 月 8 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 19 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 19 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

(1) 5歳以上 12 歳未満の者に対する新型コロナ予防接種について

- ① 新型コロナ予防接種の第一期追加接種として、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 33 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)を使用する場合の、新型コロナ予防接種の初回接種（以下「初回接種」という。）の終了からの間隔を 5 月以上から 3 月以上に変更する。
- ② 新型コロナ予防接種の令和4年秋開始接種(以下「令和4年秋開始接種」という。)の実施方法として、以下の方法を追加する。
 - ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後3月以上の間隔をおいて1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

(2) 新型コロナ予防接種の第一期追加接種及び第二期追加接種の廃止について
新型コロナ予防接種の第一期追加接種及び第二期追加接種に係る規定を削る。

(3) 令和5年春開始接種について

① 令和5年春開始接種は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

- ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に法第14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和4年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後3月以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和4年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日に法第14 条の承認を受けたもの(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則(以下「旧予防接種実施規則」という。)附則第7条第1項第2号及び第8条第1項に規定するものを除く。)であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和4年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
- ・ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンを初回接種又は令和4年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後6月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法

② 令和5年春開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、旧予防接種実施規則附則第7条第1項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種と、旧予防接種実施規則附則第8条第1項の注射に相当するものについては、当該注射を令和4年秋開始接種とみなすこととする。

③ 令和5年春開始接種の実施に伴い、令和4年秋開始接種の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。

- ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に法第14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日に法第

14 条の承認を受けたもの(旧予防接種実施規則附則第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号に掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法

- ・ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンを初回接種の終了後6月以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、(2)の事項については令和5年4月1日、(3)の事項については同年5月8日から施行するものとする。

○厚生労働省令第十九号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号。以下「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの）のうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>2 三・四（略）</p>	<p>附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの）のうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>2 三・四（略）</p>

<p>2 三・四 (略)</p> <p>二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの)のうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)</p> <p>第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの)のうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法</p>
<p>2 二・三 (略)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)</p> <p>第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>第二条 旧予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)</p>	
<p>(削る)</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。)を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p>	<p>改正後</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項及び次条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。)を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p>
<p>改正前</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する第一期追加接種、附則第九条第一項に規定する第二期追加接種及び附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。)を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p>	<p>改正前</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・二ミリリットルとする方法</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する第一期追加接種、附則第九条第一項に規定する第二期追加接種及び附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。)を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p>

(削る)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメ

二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

2 | 第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種)

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種(次項及び附則第十条において「第二期追加接種」という。)は、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。

2 | 第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメ

ランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの)のうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

三 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(前条第一項第二号及び前号に掲げるものを除く。)であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

ランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの)のうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は第一期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

三 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(附則第七条第一項第二号に掲げるものを除く。)であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

第三条 旧予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>四 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>2 令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。</p>	<p>改正後</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第九条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一〜四 (略)</p>
<p>四 附則第七条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>2 令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、附則第八条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなす。</p>	<p>改正前</p> <p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項及び次条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一〜四 (略)</p>

方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。)は、一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARSCoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの)のうち、最初に当該承認を受けたものであつて、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする。

(削る)

ける方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARSCoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法
- 二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARSCoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの

(削る)

に関する法律第十四条の承認を受けたもの

(削る)

のうち、最初に当該承認を受けたものであつて、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

(削る)

三| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(前条第一項第二号及び前号に掲げるものを除く。)であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年春開始接種)

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種(次項において「令和五年春開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(前条第一項第二号及び前号に掲げるものを除く。)であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

2 (略)

(新設)

四| 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

る法律第十四条の承認を受けたものであつて、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二| 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項のワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

三| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(附則第七条第一項第二号及び前条第一項に規定するものを除く。)であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

四| 附則第七条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

2 令和五年春開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を令和四年秋開始接種とみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条第一項の規定は令和五年四月一日から、第三条並びに次条第二項及び第三項の規定は同年五月八日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の旧予防接種実施規則（以下この項及び第三項において「第二条改正前旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は第二条改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を受けた者（第二条改正前旧予防接種実施規則附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けた者を除く。）に対して、同日以後に第二条の規定による改正後の旧予防接種実施規則（第三項において「第二条改正後旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種を行う場合における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなすその効力を有するものとされた同令第十九号）第二条の規定による改正前の附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は同令第二条の規定による改正前の附則第九条第一項に規定する第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。

2 第三条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する方法により行われた令和四年秋開始接種については、第三条の規定による改正後の旧予防接種実施規則（次項において「第三条改正後旧予防接種実施規則」という。）附則第八条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する方法により行われた令和四年秋開始接種とみなす。

3 第二条の規定の施行の日前に第二条改正前旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は第二条改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を受けた者（第二条改正前旧予防接種実施規則附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けた者を除く。）であつて、同日以後に第二条改正後旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種を受けていないものに対して、第三条の規定の施行の日以後に第三条改正後旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を行う場合における同項の規定の適用については、同項各号中「初回接種又は令和四年秋開始接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなすその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十九号）第二条の規定による改正前の附則第八条第一項に規定する第一期追加接種又は同令第二条の規定による改正前の附則第九条第一項に規定する第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。

事 務 連 絡
令 和 5 年 3 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚 生 労 働 省 健 康 局
予 防 接 種 担 当 参 事 官 室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、別添のうち、別紙1の改正は令和5年3月8日から、別紙2の改正は同年4月1日から、別紙3の改正は同年5月8日からそれぞれ適用することについて、各都道府県知事を通じ、各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0308第15号
令和5年3月8日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙1～3のとおり改正し、別紙1の改正は令和5年3月8日から、別紙2の改正は同年4月1日から、別紙3の改正は同年5月8日からそれぞれ適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第1 別紙1の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間を令和6年3月31日まで延長する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を5歳以上12歳未満の者とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18歳以上の者」としているところ、「12歳以上の者」とする。

第2 別紙2の改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種及び第二期追加接種に関する規定を削除する。

第3 別紙3の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンから、以下のものを削ることとする。

- ① コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)
 - ② コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)
 - ③ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワクチン及びその対象者は以下のとおりとする。
 - ① コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)
 - ② コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)
 - ③ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)
 - ④ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)
また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種の対象者は以下のとおりとする。
 - ア 上記①、③及び④のワクチンを使用する場合は、12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)とする。
 - イ 上記②のワクチンを使用する場合は、5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
 令和5年3月8日

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 期間

令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

〈改正後〉

〈現 行〉

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、 <u>ファムトジナメランを含まないものに限る。</u> ）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

（2）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日に	12歳以上の者
---	---------

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

（2）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日に	12歳以上の者
---	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)		ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、 <u>ファミトジナメランを含まないものに限る。</u>)	5 歳以上 12 歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5 歳以上 12 歳未満の者
(3) (略)		(3) (略)	
(4) 令和 4 年秋開始接種 令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。		(4) 令和 4 年秋開始接種 令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、 <u>トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。</u>)	<u>5 歳以上 12 歳未満の者</u>	(新設)	(新設)
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（<u>最初に当該承認を受けたものを除く。</u>）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>		<p>NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（<u>(1)及び(2)に掲げるものを除く。</u>）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	
<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p><u>12歳以上の者</u></p>	<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p><u>18歳以上の者</u></p>

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
 令和5年3月8日

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR	12歳以上の者
------------------	---------

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR	12歳以上の者
------------------	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）		NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(削る)

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
--	---------

(削る)

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）</u>	<u>5歳以上12歳未満の者</u>
---	--------------------

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</u>
---	--

(2) (略)

(4) (略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
 令和5年3月8日

一部改正 厚生労働省発健1214第2号
 令和4年12月14日
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
 令和5年2月10日

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
------------------------------------	---------

各
 (市 町 村 長)
 (特 別 区 長)

殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
------------------------------------	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>V-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p>		<p>V-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>
<p>(2) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p>		<p>(2) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、<u>ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者</u>に対して接種すること。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエ</u></p>	<p><u>12歳以上の者</u></p>

〈改正後〉

〈現 行〉

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）			ラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	
(削る)	(削る)			コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
(削る)	(削る)			コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
(削る)	(削る)			組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合
--	--

(新設)

<p><u>14 条の承認を受けたものであ</u> <u>って、エラソメラン及びイムエ</u> <u>ラソメラン又はエラソメラン及</u> <u>びダベソメランを含むものに</u> <u>限る。)</u></p>	<p><u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるもの並びに医療従事者等</u> <u>及び高齢者施設等の従事者に</u> <u>限る。)</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンR</u> <u>NAワクチン（SARS-Co</u> <u>V-2）（令和4年1月21日に</u> <u>ファイザー株式会社が法第 14</u> <u>条の承認を受けたもののうち、</u> <u>最初に当該承認を受けたもので</u> <u>あって、トジナメラン及びファ</u> <u>ムトジナメランを含むものに</u> <u>限る。)</u></p>	<p><u>5歳以上12歳未満の者（基礎疾</u> <u>患を有する者その他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u> <u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるものに限る。)</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンR</u> <u>NAワクチン（SARS-Co</u> <u>V-2）（令和4年1月21日に</u> <u>ファイザー株式会社が法第 14</u> <u>条の承認を受けたもの（最初に</u> <u>当該承認を受けたものを除く。)</u> <u>であって、トジナメラン及びリ</u> <u>ルトジナメランを含むもの又は</u> <u>トジナメラン及びファムトジナ</u> <u>メランを含むものに限る。)</u></p>	<p><u>12歳以上の者（12歳以上65歳</u> <u>未満の者にあつては、基礎疾患</u> <u>を有するものその他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u> <u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるもの並びに医療従事者等</u> <u>及び高齢者施設等の従事者に</u> <u>限る。)</u></p>	
<p><u>組換えコロナウイルス（SAR</u> <u>S-CoV-2）ワクチン（令</u> <u>和4年4月19日に武田薬品工</u> <u>業株式会社が法第 14 条の承認</u> <u>を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>12歳以上の者（12歳以上65歳</u> <u>未満の者にあつては、基礎疾患</u> <u>を有するものその他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u> <u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるもの並びに医療従事者等</u> <u>及び高齢者施設等の従事者に</u> <u>限る。)</u></p>	

(別紙1 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日
一部改正 厚生労働省発健0308第14号
令和5年3月8日

各

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受け	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

たものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
--	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者

以上

(別紙2 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日
一部改正 厚生労働省発健0308第14号
令和5年3月8日

各

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたもの)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

であって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者

以上

(別紙3 改正後全文)

- 厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
- 一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
- 一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
- 一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
- 一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
- 一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
- 一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
- 一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
- 一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
- 一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
- 一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日
- 一部改正 厚生労働省発健0308第14号
令和5年3月8日

各

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受け	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

たものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)
---	---

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者に

<p>ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>あつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>

以上